

しました。

次に、本修正案の修正部分を除いた原案について採決いたします。これに賛成の諸君の御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○千葉委員長 起立多数。よつて本案は修正議決されました。

次に、浅香君より提出されました附帯決議について採決いたします。本附帯決議に賛成の諸君の御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○千葉委員長 起立多数。よつて本附帯決議は決定いたしました。

○千葉委員長 次に、本日の日程に掲げました九法案中、食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案を除いた八法案を一括議題として、質疑を続行いたします。浅香君。

○浅香委員 たいだいま議題となつております八法案中、信用金庫法の一部を改正する法律案に対して質疑を打ち切れんことを望みます。

○千葉委員長 たいだいまの浅香君の動議のごとく決定するに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○千葉委員長 御異議ないようでありますから、さよう決定いたします。

なお信用金庫法につきましては修正案が提出されておりますので、提案者より修正の趣旨弁明を求めます。浅香忠雄君。

信用金庫法の一部を改正する法律案に対する修正案

信用金庫法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第六条第二項の改正規定中「交付を含む。」の下に「その他政令で定める投資」を加える。

第六条第二項の改正規定の次に次のように加える。

第二十四条第六項中「この場合において、商法第二百四十七条第一項中「第三百四十三条」とあるのは「信用金庫法第四十八条」と読み替へるものとす。」を削る。

○浅香委員 たいだいま議題になつております信用金庫法の一部を改正する法律案に対する修正案の理由を申し上げます。

この法律によつて認められたもののほか、金銭の貸付を業として行っているのが金庫という文字を使用することを禁止しようとするものでありますが、現在匿名組合組織のもとで金庫という名称を用いているものが相当ありますので、これをも含めるために、今回修正案を提案いたしました次第であります。

修正案におきましては、金銭の貸付のみならず、その他政令で定める投資を業として行ふ者は、その名称中に金庫という文字を用いてはならない。こととするものであります。すなわち証券または不動産への投資を業として行つて匿名組合組織のものも、これによつて金庫という文字を使用してはならないこととなるのであります。

なおこれに伴い不必要なる読みかえ規定をもあわせ削除して、条文を整備いたしております。

何とぞ御審議の上御賛成あらんことをお願いいたします。

○千葉委員長 修正案の趣旨弁明は終了しました。

これより原案及び修正案を一括して討論に入ります。

○吉米地委員 動議を提出いたします。たいだいま議題となりました信用金庫法の一部を改正する法律案につきまして、原案及び修正案ともに討論を省略して、ただちに採決に入られんことを望みます。

○千葉委員長 たいだいま吉米地君の動議のごとく決定するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○千葉委員長 御異議ないものと認めまして、本案につきましては、原案及び修正案ともに討論を省略して、ただちに採決に入ります。

また、浅香君提案にかかる修正案より採決いたします。本修正案に賛成の諸君の御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○千葉委員長 起立多数。よつて本修正案は浅香君提案のごとく可決いたしました。

次に、本修正案の修正部分を除く原案について採決いたします。これに賛成の諸君の御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○千葉委員長 起立多数。よつて本案は修正議決されました。

○千葉委員長 次に、残余の七法案につきまして質疑を続行いたします。本名君。

○本名委員 税法改正について、政務次官あるいは主税局長に二、三点お伺いいたします。

最近頻発いたします災害は、例年にない非常な降雨量に基づくものとは申しながら、その多くが被害地域における

山林の荒廃によるものであることは今さら申し上げるまでもないのでありますが、山林の荒廃を防止して、国土の保全を維持することを目的として、たいだいまは朝野をあげて治山治水の施策を強力に推進しようとしたておりまして、このことはまことにけつこうであります。

今日特に治山治水の施策として考えなければならぬことは、ひとり国会や政府や、あるいは災害地の住民の方々がこれに関心を持つただけでなくて、国民的な努力と熱意によつてこの目的を達成しなければならぬ段階に立ち至つていゝと思つております。このようなときにおきまして、ことに固のなす治山治水の施策と相まつて、民間あるいは個人のこれらの意欲、創意を十分に生かし得るところの対策が国においてとられなければならぬと思つておりますが、この問題について税制の面から一応二、三点お伺いしたいと思つております。

まず第一に、従来山林の荒廃は、山林に対する課税方式の不合理に基いて、一層の拍車をかけられていゝように思ふのであります。これに対して政府は、このような施策の一環としていゝかなる措置をとられるおつもりであるか。たとえば造林のために、奨励措置として造林積立金のような制度を認めるお考えがあるかどうか、これをまずお伺いしたいのであります。

その次は、先般の和歌山の災害に例をとつてみましても、あの県における被害の総額は約六百億円と聞いております。前述のように、山林の荒廃がこの水害の大きな原因をなすものであるとするならば、この和歌山県の山林関係の税収を一応検討いたしますと、大

体二、三億円程度のものであります。これらをにらみ合せて考えてみますと、この僅少な金額にこだわつて、僅少な額による税負担といながら、山林所有者は、生活費を得るために山を売れば税がかかり、税を払うために山を売らなければならぬ。山を売つたためにまた税がかかる。こういう悪循環を行つて非常に悩まされた。このようなことでは、この荒廃を改めるどころか、一層緑化ということでは期せられないと考える。このような場合において、わずかばかりの税収入に惑惑されて、数十倍、数百倍に上る国費を投じて復興をしなければならぬといふような愚を一日も早く改めまして、山林の持つ公共性と低収益性に着目して、租税徴収の方法において、他の一般産業に對すると同様の方法ではない、特別の減免措置を講ずる必要があると思ひますが、どういふお考えを持っておりますか。まずこの二点についてお伺いいたします。

○渡辺政府委員 治山治水の上から見まして、山林の事業が非常に重要な事業であるといふことにつきまして、われ／＼も十分認識をもつておるつもりでございます。現在の山林の濫伐による災害等が、そのまま税だけの原因であるかどうかという点につきましては、相当検討すべき問題があると思つておりますが、山林所得につきましては、その特殊な性格にかんがみまして、今回もいゝ／＼な意味におきまして、御指摘になりました植林積立金のような問題につきましては、いゝ／＼検討はして見ておりますが、それをはたしてどういふふうにならうかと切

るかという点につきましては、まだ大分問題が残っているようにございますし、なお山林所得というものをどういうふうに課税上取扱つて行くべきかという点の今後の問題、これもやはり検討すべきものとして、課題は、残っているものとわれ／＼は考えております。従いまして、近くつくられる予定になつております税制調査会におきましては、その議題の一つにあげまして、とく／＼な方面の御意見も伺い、検討もしていただく、かようなつもりでおります。

○本名委員 お気持はよくわかるんですが、先ほど申し上げました造林積立金制度というものを積極的に認めてやる必要があるというところは、これは局長も考えてはおられると思うんですが、考えておられませんか——考えていないならば、私の申し上げることもかわつて来る。ひとつ考えていないということをはつきりおしやつてくだされい。

○渡辺政府委員 先ほど申しましたように、造林積立金という制度は、一応制度として／＼御趣旨を伺つておりますが、造林積立金というものを、つくることはいか悪いかということについては、プラスの点もあり、マイナスの点もあるわけでありまして、はたしてそれで十分目的を達し得るであらうかどうかという点について、まだ私は多分に疑問があると思つております。と申しますのは、簡単に言いますと、たとえば造林のために積立金をすると、たゞ造林のために積立金をするといつた場合に、その積立金は、今度実際に造林をしたならば片方でもつて免積積立金にしておきましても、資産がそこでもつて生れて来るのですから、

造林をする機会にその造林積立金はくずされる、こういう問題が出て来るのではないかと考えるのです。そうすると、積立てておくときには税が免れるけれども、現実に造林するときには税が逆にかかつて来るという問題が、われ／＼が論理的に考えると、一応出て来るのであります。従つてそういう制度によつてはたして造林の目的が十分達し得るかどうかという点について、多分に疑問を持つておるのであります。従つて単純に業者の方が言われる造林積立金のようなものにして、今すぐわれ／＼がこれをやることにして、

けつ／＼がこれをするに意味の考え方は遺憾ながらまだしてない。しかし御趣旨の点はよくわかりますから、将来の問題としては、そうしたプラス、マイナスをよく検討してみまして、はたしてそれがどうまうまう目的と合致する制度になり得るかといったような点について検討はしてみたい、かように存じております。

○本名委員 税理論をここで闘わすわけではありませんが、先ほど申し上げましたように、マイナスの点がある、プラスの点があると言いますが、常に税の問題が論議される場合には、そのマイナスの点を大蔵当局はよく取上げられる。われ／＼は国土の保全のために、緑化のために、災害を未然に防止するために、この問題は、たゞいマイナスの点があつても、一日も早く実施しなければならぬという考え方に立つて、いわゆる生きた政治を今日行わなければ、日本の国土はどうして保持できるか、われ／＼国民は安閑としてこの国土に住まうことはできないといふことに重大な危機に直面し

ているときに、マイナスの面があるからこれを考慮するというのではなくして、マイナスの面を是正すると同時に、プラスの面を一日も早く生かし得るという努力を今後お願いしたいと考えておるのであります。

次に、もう一、二点伺ひします。次は山林所得は、林業の特殊性から申しまして、不連続的であることは御承知の通りであります。この点、現行の課税方式の基礎をなすところの総合課税方式によることは、実情とまつたく合致しないようにわれ／＼は考えるのであります。このような山林所得でありますので、これはたとえ退職所得のように分別課税にするようなお考えはないかどうか、それを伺ひます。

○渡辺政府委員 分別課税についても／＼議論のあることはよくわれわれも存じております。われ／＼といったしましては、山林所得というものの性格から見まして、特質性は認めておるわけでありまして、今回提案しました案におきましても、十五万円控除とか、あるいは五分五乗の制度をとつておるといふことは、山林の特殊性を認めたゆえんであると思つております。これをさらに分別すべきかどうかという点につきましても、現在のところ、われわれは総合による五分五乗が一番よくつに合つておると思ひますが、いろいろな議論がございますので、そういう議論については、将来の問題としてはこれも税制調査会の議案としまして、とくと検討してみたい、かように考えております。

林所得が立木の売却による収入に基づくのでありますから、改正案によりまして、五分五乗にしたことが御当局の非常に好意的な処置であるというお話でありましたが、これをさらに全国平均伐採の年度、十年というものを基準といたしまして、十分十乗にする必要があると思ひますが、この点はどうであるか。

それからもう一つは、原案によりまして、山林所得の計算上経費として控除される額について、新たに概算経費除算という取扱いがなされております。これについては命令で定める割合となつておりますが、命令では一体どのくらいか。四割というふうに私は記憶いたしておりますが、私も今日の木材の価格からいたしまして、あるいは諸般の経済情勢からいたしまして、四割ということにはまことに僅少であると考えております。先ほど申し上げました特質性もさることながら、実情に沿わない割合であるかと考えます。今日の実情から検討いたしますと、どうしても六割の控除がなされなければ、森林の再生産はできないといふふうな考えられますので、まずその命令で定める割合を四割とおきめになつた理由、そうとすればその論議、並びに私どもが考えます六割というところ、はたして通らないものであるかどうか、その御見解を承りたいと思ひます。

○渡辺政府委員 最初に御質問になりました十分十乗の点でございますが、これはわれ／＼もずっと検討はしておりますが、立木の伐採の回転の割合といふものが一つの基準になるわけでありまして、同時に、問題は所得税の問題でございますから、所得のウェイトまでかけました場合には、はたしてどういふ数字になるか。たとえば片方には、毎年山林を切つて、毎年所得の生まれる人があるわけでありまして、こういう方におかれては、毎年山林の所得があるわけでございますから、そこにして五分五乗、十分十乗といったような意味における山林所得なるがゆえの特殊な扱ひは、あまり必要ないじやないか、こういう方が片方にあるわけでありまして、片方には、それこそ十五年に一ぺんか、二十年に一ぺん山林の所得が出て来る方があるのであります。こういう方におきましては、確かに五分五乗は酷な場合があるわけでございます。それを一々こまかく計算して参りますやう方は、シャウブの勧告によつてこの前までやつていた変動所得の考え方がある程度そこにうまく合致するわけでありまして、ただこれは理論的には合致しますが、いささか理論倒れのきらいがあつて、納税者におかれても、徴税当局におかれても、扱いきれないものになつてしまふ。そこでもう少し簡略化したものとして、現在の五分五乗の案を出しておるわけでございます。そういう所得の面から考えて参りますと、十分十乗がはたしていいか悪いかという点につきましては、なお慎重に検討する必要がありますかと思つておりますが、これも今後の問題として検討して参るつもりでおります。

それから二の概算経費の問題でございますが、結局二十八年分から適用されるわけでございますが、結論的には、本年が過ぎてみまないと、正直に申しまして、正確には出ないのではないかと

と思います。と申しますのは、材木の値段というものは、相当フラクチュエーションがあるわけでごさいます。現在すでに、最近は相当値上りしているという事実が片方にある。ところが必要経費として引きますものの中で一番大きな項目を占めると思われますのは、財産税調査当時における価格に再評価の倍数をかけた元の値段、これは大体過去においてきまつておるわけでありまして、本年においてきまつておる上り下りする経費がある部分からいいます、しかし材木の値段がフラクチュエートするんだ、経費の方はフラクチュエートしないというところから、もう少し年がたつてみまないと、概算経費の数字というものはなか／＼出ないのではありませんかと思つております。今お話のありました四割というものは、私まだよく聞いておりませんが、たとえば昨年の実績をとつてみたら、こんな数字も出るのではないかとつたのが、あるいは四割という数字になつてお耳に入つてゐるのかも知れませんが、これをもつて二十八年度分の概算経費の率だということには考へておりません。同時にお話の六割という数字も、もう少し先まで行つてみまないと、はたして六割が妥当な数字かどうかというところについても、ちよつと何とも申しかねます。われ／＼の方でなし得ますことは、あの法文の規定に従ひまして慎重に計数をとつてみる。そこにどうせある程度の幅が出て来るのではなからうかと思ひますが、その幅を頭に置きながら、一応の計数を出して割合をきめて行くということに考へて行くべきではないか、こういうふうに思ひます。

○本名委員 木材は非常の高低があるというところは認めるのでありますが、これは現在の需給状況から申しまして、あるいはそういうことは言い得るかも知れません。一面また造林に要する経費というものが、値上りその他に影響なく、大した変化はないというお考えのようですが、これはそちらで考へるべきの標準の考へ方と、われ／＼の考へ方が、相当考へ方に開きがあります。今日それをい／＼意見の交換をする時間がないので、後日に譲ることになります。先日局長の御答弁だと思ひますが、その中で、山林所有者には相当の優遇をしてゐるということとす。一例をあげれば、富給税を撤廃する、あるいはまた財産税は軽減する、第三次再評価を行う、このような優遇をしておられるというお話があつたのでありますが、これはわれ／＼国民として、聞きすてならないことである。山林所有者だけがそういう恩典に浴するのではなく、これに關係するすべての国民がこの恩恵に浴することになる、決して山林所有者だけが有利な待遇を受けることがないという考へ方に立つて、山林税制を根本からお考え直しをいただきたいと思ひます。時間がありませんが、最後にもう一点だけお伺ひしたいと思ひます。電源開発や保安隊に買収された林地、あるいは立木の対価に對して、土地の取用の場合と同様に、譲渡所得を免除する措置をとる必要があると思ひますが、これらについてはどういふふうにお考へになつておりますか。

○渡辺政府委員 前段の方は御意見でありますから、御答弁申し上げることは差控えます。後段の点につきましては、土地取用の場合においては、譲渡所得を免除してゐることは御承知の通りであります。取用法が適用になつて参りませんでも、最後の段階まで行つて話がつかなければ取用まで行くという事案につきましては、免税のためにわざ／＼取用法に持つて行くということもいゝかと思ひますので、現在におきましての扱い上、譲渡所得を免除することをお答え申し上げておきます。

○善米地委員 銀行局長に……信用保証協会法案の中に、出資に対する中間払いもどしの規定が載つておりません。これはきわめてまれに起る例であると思ひますけれども、出資者が死亡したとか、もしくは会社が清算過程に入つた、その他やむを得ざる事情で脱退したとか、協会の方で除名しなければならなかつたというふうな事情が起つた場合に、出資しておるところの金額が全部なくなつてしまふ、協会の所有に屬してしまふというふうなことになる、こういうことが起つて来るものが、こゝろの法を修正してもらふとかいふようなことは考へておりませんが、現在の信用保証協会は、新しい法律によつて組織をなすべく早くかえた方がいいと思ひます。かえなければ、二箇年間の猶予期間がありますが、かえてしまつたからもうしようがないということになつては、組織が之をやらないという事情が起つて来る、でありますから、組織が之をしても、そのためにも二箇年間に資金が集まらないというふうな事情が起つて来た場合には、これを考慮していただけるかどうか、

それによつて組織の転換ということが早くなるかおそくなるか、この点だけお伺ひしたいと思ひます。

○河野(通)政府委員 この点は、お話のようにできるだけ早く組織が之をしていただきまして、その後の事情によつて、一応今の建前が弊害が多い、資金も集まらないという実態が起りました場合におきましては、法律の改正等におきまして、善処はいたすつもりであります。ただいまのところは、そういう弊害は起らないと思ひますが、万一起りました場合には、大蔵省としては十分考慮したいと思ひます。

○千葉委員 ちよつと速記をとめてください。

〔速記中止〕

○千葉委員 速記を始めて。午後一時まで休憩いたします。午後零時十一分休憩。

○千葉委員 午後一時二十二分開議。本日の日程に掲げました九法案中、午前中審査を終了した二法案を除いた七法案を一括議題として質疑を続行いたします。中川君。

○中川(後)委員 私はこの際大臣にお尋ねを申し上げたいと思ひますが、それは昭和二十一年の二月十一日に告示されまして発行された十円紙幣の圖案につきまして、大臣に質問を申し上げたいと思ひます。この紙幣は、当時発行直後各方面で問題になつた図案でございまして、その懸念にございまして、大臣もすでにお聞き及びだろうと思ひます。占領期間中に公布された法律や、施行されまし

た諸施策を見ますと、とかく国情や民情を無視したものが非常に多いのです。これは日本が満洲、あるいは支那を占領した当時もそういう弊害がございました。とかく占領軍というものは、戦争に勝つたという優越感から、その国の文物であるとか、風習であるとかいふようなことには一向むとんちやぐで自分の国の風習や、そういうものを一方的に押しつけるせがあるのです。従つて占領されております国の為政者は、よほどしつかりしてないと、イエス・マンであつてはいけません。しつかりしてないと、そういうふうなことで、国情も民情もふちこわされることになり／＼でございます。

私はこの点について、西独のアデナウアー首相であるとか、あるいは隣国の李承晩大統領に對して敬意を表するのではありませんが、わが国におきましては、残念ながら権力に弱い日本の役人は、とかく占領軍の鼻息ばかりをうかがつて、そういうような点については、自分の国の主張をあえてしようとしなかつた事例が多々あつたのではないかと考へてございまして、私はこの質問をするにあつたつて、決して政府の無責任を追究しようとか、いやがらせをやるうとかいふ気持は毛頭ございしません。小笠原大蔵大臣は、私の常に敬意を表しておる方でございます。由來大蔵大臣といへば、私は氣に入らぬやつばかり今までおつたのですが、小笠原大蔵大臣に至つて、初めて私は好意を持てるような氣がするのでございます。決して小笠原大蔵大臣に對していやがらせをやるうという氣持ではございせんから、これらの点は十分に御了承願つて、そして大臣もまた

虚心坦懐に、日本人としての襟度と自信のあるお答えを願いたいと思つてあります。私は独立国家の權威を保持するとともに、国民思想の高揚に資したい、こういう愛國の熱情からお尋ねをするのでございますから、どうぞそのおつもりで御答弁を願いたいのであります。

第一にお尋ねいたしますが、本年の六月末現在で、約八十二億九千六百万円この紙幣が出ておるやうに伺つておるのであります。これが独立国家にふさわしからぬ國際的な紙幣として、世上とかくの批評がある。発行當時は、これは當時でございまして、紙幣なんかを發行する上におきましては、相当司令部から干渉があつたかと思つてございまして、大臣はこの点について、お聞き及びでございまして、うかどうか、お伺いをいたします。

○小笠原國務大臣 中川さんのお尋ねに對しまして、ちよつと今までの成行きから申し上げさせていただきます方がよくおわかり願えますから、経緯を少し申し上げさせていただきます。

今仰せになりました日銀券の發行高は、仰せのごとく本年六月末で八十二億九千六百万円でございまして。なお十円の青銅貨が同じやうに五十億七千九百万円出ておりますことは、御了承願いたいと思つております。この現在の十円券というものは、昭和二十年十一月に、當時行われておりました百円、十円、五円及び一円の日銀券を全面的に引きかえる計画のもとに、當時銀行券の製造を担当しておりました官民の印刷機關から公算いたしました。同月二十四日に、新日本銀行券圖案模樣審査會、これは會長が大藏次官で、委員が

大藏、文部、法制の各關係官、日本銀行副總裁、藤田嗣治、杉浦非水の両画伯、これらが委員であります。その審査會を開いたしまして、當時公算された圖案五十三種の中から選ばれたものであるものであります。なおそのときの十円券の圖案は、千円券の圖案として使おうと思つておつたものが、実は転用されたものであるものであります。

原案には上代の彫刻を主題に、調和構成も緊密に考えられていたものであります。元來千円券の圖案として考へられておりましたものを、十円券に転用いたしましたために、その大きさを約二十ミミ縮小いたしました。これのために模樣等若干變更いたしましたのであります。その原案からはあまり隔たつた感じのものにはなつていなくなつたといふこととございまして。さらに當時は、新通貨の印刷發行につきましては、これは今仰せのやうに、事前に司令部の許可を受ける、こういうことになつておりましたので、この圖案を出しましたところが、現在國會議事堂に掲げられてあつたのでございまして。新藥師寺の国宝十二神將の一つが掲げられてあつたのでございまして。そういういかめしい容貌は、どうも司令部として感心しないといふことがありまして、司令部の了解が得られませんでしたので、そこで一方新円の切りかえ期日も切迫しておつたので、やむを得ず議事堂と置きかえることによりまして、正式に許可された、こういうこととなつてあります。この点は仰せになつたやうなことがございまして、要するに十二神將の一つを國會とかえな、こういうやうなことであります。

な司令部からは、そのほかの点については、何ら變更を求められたことはなかつたのであります。しかしその後世間でも、今中川さんの仰せのやうな、いろいろ問題にもなつておることを承知いたしておりましたので、その後大藏省の方でも、だん／＼金の価値もかわつて来たので、こういう議論になつておる十円紙幣をなるべくならば補助貨幣と置きかえたい、こういう考へで、昭和二十五年三月に臨時通貨法を改正いたしました。十円の洋銀貨幣の製造を開始したのでございまして、たゞ／＼朝鮮事變が勃発いたしました。洋銀地金を手に入れることがむずかしくなりましたために中止いたしましたこととなつたので、昭和二十六年十二月に、あらためて青銅貨幣をもつてこれに充てることといたしました。本年一月七日以後ずつと發行しておる次第でございまして。これによりまして、十円の日本銀行券は漸次十円の青銅貨幣に置きかえられることに相なりまして、だん／＼これを進めておるのでございまして。何分造幣局の方の製造能力にも制約されますので、短期間に置きかえを完了することが困難でありまして、先ほど申したやうに、今年六月末で五十億七千九百万円を置きかえた次第であります。しからばこのまま行つたらどうなるかと申し上げますと、昭和二十九年下半期には、全部これを青銅貨幣に置きかえることができることに相なつております。その間も待てないから、十円紙幣を新たに印刷したかどうか、こういう御意見もあるかと存じますが、実は十円紙幣について三種類もいろいろ行われるといふことは、通貨制度を複雑ならしめる關係もございまして、でき得るだけ早く十

円の青銅貨幣をつくつてこれに置きかえたい、こういうのが大藏省の考へ方でございます。

○中川(後)委員 私は冒頭にも申し上げましたやうに、独立國の面目を保持する日本の權威の上からも、また國民思想の高揚の上からも、こういうところの風評のある紙幣は即刻これをやりかえるべきである、こういう点で実は御質問を申し上げておるのであります。が、ただいま大臣のお話を伺いますと、政府が意圖されておりますことは大略了解いたしました。ただこの原案と最後決定いたしました、現在使用されておりますこの圖案との間には、今大臣がおつしやつたやうに、なおかつ違つておる点があるものであります。そういうやうな点につきまして、私が先ほどお伺いいたしましたのは、司令部でこの問題について干渉したかどうか、あるいはどの程度の干渉をして來ておつたか、そういう点についてお伺いをいたしましたのであります。當時小笠原さんは大臣の職におられたわけではございませんから御存じないかもしれませんが、もしそれらの事情がわかりましたならば、一応承つておきたいと思つたのであります。

○小笠原國務大臣 先ほどちよつと申し上げましたやうに、當時新通貨發行統制に關する司令部覺書というものがございまして、それに基いて、司令部の了解を得なければ新紙幣の發行はできないことに相なつておつたのであります。そこでどういふやうにかえたかと申しますと、さつきちよつと申し上げました、新藥師寺の佛像、十二神將の一つが入れてあつたのであります。それをこんないかめしい刀など持つて

おりますからいかぬといふので、國會議事堂に置きかえて了承を得た、それ以外は、了解を得るのに何も圖案はかえなかつた、ただ、元が千円札に對する分の圖案をとりましたので、そこで十円札にふさわしいやうに、新字のところとか寸法とか、かわつておることばもちろん申し上げるまでもないことであります。それでは今どのくらい引きかえられておるかとお申しますと、大体毎月六億五千三百万円ずつ青銅貨幣ができて、これを引きかえております。でございまして、御參考のために申し上げておきますと、これが一番多いときには、昨年末ですと、十円札が百二十二億一千五百万円出ておりました。それがだん／＼に引きかえられて今は八十二億になつております。が、毎月今後六億五千三百万円ずつやりますから、昭和二十九年末までには全部青銅貨幣に置きかえられる、こういうことになりまして、その点御了承をお願いしたいのであります。

○中川(後)委員 実はこの圖案を見ますと、故意か偶然か、ないしは悪意かは知りませんが、私の承知いたしておりますところでは、世界各國の紙幣の圖案が、こういうやうに兩側に紙幣が分断されておるといふ例はきわめてまれであります。たしか西独にちよつとそういうのがあつたかと思つて、はつきり左側は米國の米なんぞ、右側は國なんぞです。しかも今大臣がおつしやいました、たまん中の國會議事堂が、何か仁王さんが、今おつしやつたやうなのとかがえられておりましたのも私は承知いたしております。原画は拝見いたしましたし

た。大臣のおつしやつたように、千円札として原画を描いたのが十円札にかえられたことも承知しておるのでござい

んだん何と全部できるといふようなのんきなことでなく、これをすみやかに流通禁止するとか、あるいは何かの方法でこれをかえられる方法はないか、この点をお伺いをいたしたいと思ふのであります。

の国すみつこの方に、何だか軍人らしいのがある、これは原画にはございせん。しかもこれは、世上ではMPだとか、あるいはアメリカの軍人だとかいうようなことを言つておる。しかもこのまん中の菊の御紋が、鎖でもつて取

の会を長く置くのは感心しません。だから、今まではさつき申しました六億五千三百万円ずつ毎月やつておられます、スピードアップをやりますして、できるだけ早くこれを青銅貨幣と置きかえることに努めたいと思ひます。

の国會議事堂の前には、植木だと称しますが、これを虫めがねでしさいに検討してみますと、どうも植木のように見えないのです。軍艦が爆撃を食つておる図案のように見える。なおまた国會議事堂の窓を見ますと、十字架が十三ございます。これは絞首台に上るところの階段が十三ある。これを形づくつておるのだという言ふことを言う者もあるのです。私はばか／＼しい世評だとは思ふのです。しかもこの裏を見ますと、このぼつ／＼が四十八ある、これはアメリカ四十八州を形どつておるのだ、こういうことを言う者がある。これはかりに一片の世評であつたとしても、独立国の日本といふことは、そういうとかくの批評のある紙幣をそのままにしておくといふことは、政府の怠慢ではないか、すみやかにこれは回収するか、今大臣のお話を承りますと、逐次硬貨にチェンジされつつありますので、まことにけつ

の百円札の印刷を急いでおられるというところを聞いておるのでありますが、い

の百円札の印刷を急いでおられるというところを聞いておるのでありますが、い

の百円札の印刷を急いでおられるというところを聞いておるのでありますが、い

いたしたいと思ひます。現在もう百円を改めることで、新紙幣の準備をしておりますから、御了承願ひます。

の百円札の印刷を急いでおられるというところを聞いておるのでありますが、い

の百円札の印刷を急いでおられるというところを聞いておるのでありますが、い

の百円札の印刷を急いでおられるというところを聞いておるのでありますが、い

て、百円紙幣が新しいのにいつごろかえられて、いつごろ手元に出されるか。われ／＼は日本帝国といふものは、本委員会において政府に対して再注意をし、また政府もこれに対して何らかの対処をする、しかもただいま新百円紙幣を印刷いたしておりますから、近くそれが発行になるといふような答弁を再々承つておる。ところが今の理財局長の御答弁を承りますと、来年になりまして出るといふうといふような、鬼が笑ふような御答弁では納得できかねるのです。ひとつはつきりした御答弁を承りたい。

の百円札の印刷を急いでおられるというところを聞いておるのでありますが、い

の百円札の印刷を急いでおられるというところを聞いておるのでありますが、い

の百円札の印刷を急いでおられるというところを聞いておるのでありますが、い

あつた。ところがたゞいまの答弁によると来年、さらにまた来年早々、こういうふうにかわつて参りましたが、しからは来年早々何月ごろに責任を持つてできるかどうか、ひとつ御答弁を願ひたい。

の百円札の印刷を急いでおられるというところを聞いておるのでありますが、い

の百円札の印刷を急いでおられるというところを聞いておるのでありますが、い

の百円札の印刷を急いでおられるというところを聞いておるのでありますが、い

模様審査会というものがあつて、今申し上げた画伯を入れたり専門家が入つていろ／＼やつたのでありまして、それが当時一番いいというのでとられた型と思いますが、しかし今仰せになつたような、ほかの国の模倣であつては、独立国としての体面から見てもおもしろくありませんから、御意見の趣旨によつて考えさせていただきます。

○佐藤(観)委員 実紙幣というのは、その国の象徴になつておりまして、一番民衆に直接の関係があるものであります。たゞ／＼中川委員からこゝういふ案が出まして、相当輿論のあれになつたと思ひますが、少くとも、小笠原大蔵大臣には直接の関係はございませぬけれども、しかし表向きはどういふことを言ひましても、形が整わなければ／＼は独立国とは思ひませぬ。今の紙幣を一応やめて新しい紙幣にかゝる御意思があるかどうか、大蔵大臣に伺ひたい。

○小笠原国務大臣 実は早速に申しますと、千円紙幣についてのお説は、今佐藤さんから初めて伺つた。百円札につきましては、さつき申しました通り、かねていろ／＼御意見もあり、また中川さんのように／＼御心配になつておる方もありますので、かゝることになつてしまつて、この十二月には一部でできるということは今次長の申し通りであります。千円につきましては、百円ができましたら——これも印刷能力の関係もあり、一氣にどうかと思ひますが、よく考えまして、今のような御意見は尊重して考えさせていただきますたいと存じております。

○中川(俊)委員 先ほど大臣の御答弁にもありましたように、當時は何か図

案審査会というものができまして、それで審査をされたことも、実は私は伺つております。ただその図案審査会が自主的にこゝういふものをきめたかどうかという点については、私は疑念を持つておる。と申しますのは、各方面から出された原画が大体同じような型であつたというように私は伺つております。そういうような点から言つても、司令部あたりから、こゝういふような図案を出せとかなんとかいふようなさしずがもつて、それに基いて図案審査会はおきめになつたのじやないか、かゝるに先ほど来百円札、千円札についていろ／＼の御議論がございまして、これはいかに独立国の国辱でございまして、自主性のない紙幣——フイリツピンで出しておる紙幣であるとか、米國と書かれておる紙幣が出ておつたり、さらに私儲備券が日本で発行されたこととがあらうと思ひますが、儲備券をすかしてみますと、USA・ウェル・カムといふことがはつきり出ておる。こゝういふような図案をやはり日本で発行したものであります。どうも大蔵省のやつておられることに自主性がな

いといふことを私は痛感いたしておるのでございまして、大臣は、スピード・アップして、すみやかにこれの回収の方法を講ずると言われるのですが、先ほど有田委員も御指摘になりましたように、ただスピード・アップしてやるか、あるいは来年度か、さ来年度かといふことでなく、少くとも重大な國民の関心の的になつております十円札だけは、すみやかに流通禁止をする方

法はございせんか。たとえば何月何日を切つてこれは使用するとはできなくなる、よつて何月何日まで——ちよと新円のときのやうな方法でこれをとりかへるというやうなことはできなかつたか、もう一応大臣に意見を伺ひたいのであります。

○小笠原国務大臣 今の貨幣の鑄造は、さつき申し上げましたように、六億五千三百萬円月に出しております。これをできるだけスピード・アップして、今八十數億残つておりますものをできるだけ早く置きかへさせたいと思ひます。ところで、これは流通をしておるのであつて、かゝる通貨もできたりおるから、御趣旨の点はよくわかつておりますけれども、実行問題とすると、これはできるだけ早くやつて——今までの調子で行きますれば、来年の末になります。せめて来年の上半期のうちに終るようになさう、こゝういふふうに努力したいと思ひております。

○中川(俊)委員 理財局の次長がおいでになつておりますから、ちよと技術的にお伺ひをしたいと思います。ありますが、今大臣のおつしやる通りに、来年の暮れまでにこれを完全にチェンジすることが技術的にできるかどうか。たとえば一箇月に、大臣がおつしやつたやうに六億ぐらゐのチェンジして行つて、来年の末までに間に合うかどうか、これは技術的な問題でありますから、理財局長にお伺ひいたします。

○酒井政府委員 ただいま大蔵大臣から御答弁がございましたように——私も技術者ではございせんけれども、印刷の製造能力から申しまして、今

大臣が御答弁申し上げたやうなスピードで置きかへが可能であるといふことと、実は貨幣の打抜き機械でございまして、印刷の機械でございまして、製造能力に限度がございまして、それほど多くはかゝられせんけれども、今大蔵大臣の御答弁のありました程度にスピード・アップしてあります。

○中川(俊)委員 こゝういふ問題でございまして、世にいろ／＼なことを言つておる者もございまして、私が出したこの問題について、とかくの批評もございしますが、しかしこゝういふ少くとも國恥的に見られる図案をいつまでも放任すべきではないといふのが、私の主張でございまして、先ほど有田委員も御指摘のやうに、とかく政府の答弁は、その場限りのものが非常に多いのであります。どうかこの問題は、國民思想の高揚にも関係する問題でもありますから、日本の權威のために、大臣がおつしやつたやうにスピード・アップされて、早速にひとつ案をお立て願ひたいと思ひます。吉田内閣は、いつまでも続くわけでもございせん。今の大臣がやめられて、またほかの大臣が来られて、同じやうなことを言われるといふやうなことが今日までしばしばあるのであります。そういうことでは、われ／＼承服できないのでありますから、どうか事務當局を御激励いただきまして、すみやかに國の國恥的な紙幣を一掃していただきたい。このやうに強くお願い申し上げておきます。

○浅香委員 ただいま議題となつております七法案中、法人税法の一部を改正する法律案、所得税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案、信用保証協会の五法案につきまして、大体質疑も尽されたと思ひますので、この際右の法案につきまして、質疑を打ち切られんことを望みます。

正する法律案、所得税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案、国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案及び信用保証協会法案の五法案につきまして、大体質疑も尽されたと思ひますので、この際右の法案につきまして、質疑を打ち切られんことを望みます。

○千葉委員 たいだいまの浅香君の動議のごとく決定するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○千葉委員 御異議がないやうです。から、ただいまの法人税法の一部を改正する法律案、所得税法の一部を改正する法律案、租税特別措置法の一部を改正する法律案、信用保証協会法案、国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案、この五法案につきましては、以上をもつて質疑を打ち切ることといたします。

○浅香委員 ただいま議題となりました法人税法の一部を改正する法律案につきましては、討論を省略して、ただちに採決に入られんことを望みます。

○千葉委員 たいだいまの浅香君の動議のごとく決定するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○千葉委員 御異議がないやうです。から、本案につきまして討論を省略して、これよりただちに採決に入ります。

本案を原案通り可決するに御賛成の諸君の御起立を願ひます。

〔賛成者起立〕

○千葉委員 起立多数。よつて本案

は原案通り可決いたしました。
暫時休憩いたします。
午後二時休憩

午後二時十分開議

○千葉委員長 これより会議を開きます。

信用保証協会法案を議題として討論に入ります。討論は通告順によつてこれを許します。春日一幸君。

○春日委員 私は、従来中小企業に対する金融という問題が、今まで金融機関があまりにその融資を行うに当つて独善的でありまして、当然産業に奉仕するための金融機関が、逆に産業に君臨しておられるというような形があつたのでございます。従来中小企業に対する金融の民主化ということが強く叫ばれておつたのでありますが、この問題に一步前進するの施策として、地方自治団体の協力によりまして、すでに金融保証協会なる制度ができ上つております。全国にすでに四十有余の保証協会が設立をされまして、これが金融に悩む中小企業の金融に對しまして、相当の貢献をいたしておることを認めるものであります。従いまして、こういうような要請と事実の上に立ちまして、こういう法律が立法されるということはきわめて適切なことであります。しかしながら本法は、中央会の設定、あるいはまたこういうような公共的性格を帯びるところの、公共的使命を帯びるところの金融保証協会のための立法といたしましては、なお内容に二、三の欠陥があるのではないかと考えるのでございます。

しかしながら、とにかくにも今まで法律によるバック・アップなくして行

われておりましたこの協会の運営が、本立法を契機といたしまして、さらに法律上の裏づけを持つことによつて、その機動力を強化するということはきわめて慶賀すべきことでございまして、かかる意味合いにおいて、私どもは本法案に賛成の意を表するものであります。

しかしながら、本法案につきましても、ただいま指摘いたしましたように、なお二、三の欠陥が残されておるうと思われまので、こういうような問題をも含めて、将来政府によつてこれらの欠陥を補うことのための、必要な行政的処理が行われることを強く要望いたしまして、このために次のごとき附帯決議を付することを条件といたしまして、本法案に賛成をいたすものであります。附帯決議案を朗読いたします。

本案は、中小企業者等に対する金融を円滑にするため、極めて有効適切な措置であるが、尚、信用保証協会に對しては、更に、中央及び地方自治体の財政援助等が行われ、協会の機能が強化されるよう、政府は格別の措置を講ずるよう善処せられた以上であります。

○千葉委員長 討論は終結いたしました。

これより信用保証協会法案を採決いたします。本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の御起立を願います。

〔総員起立〕

○千葉委員長 起立総員。よつて本案は可決されました。

附を願います。

〔総員起立〕

○千葉委員長 次に、国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題として、これより討論採決に入りたいと存じますが、本案に關しましては、大平正芳君より修正案が提出されておりますので、まず修正案提出者よりその趣旨弁明を求めます。

国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案に對する修正案

第三条第一項の改正規定のうち同項第三号中「二十一年以上三十年以下」を「二十一年以上三十五年以下」に、同項第四号中「三十一一年以上」を「三十六年以上」に改める。

第四条第一項の改正規定のうち同項第三号中「二十一年以上三十年以下」を「二十一年以上三十五年以下」に、同項第四号中「三十一一年以上」を「三十六年以上」に改める。

第五条第一項の改正規定中「政令で定めるもの」の下に「並びに日本専売公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社の職員で業務量の減少その他経営上やむを得ない事由により退職したもの」を加える。

附則第一項に次の但書を加える。

但し、附則第八項（附則第七項中附則第八項に関する部分を含む。）の規定は、昭和二十八年八月一日から施行する。

附則第二項中「附則第六項に係る部分」の下に「（附則第八項に関する部分を除く。）」を加える。

附則第四項中「なお従前の例による。」を「政令で定めるものを除く外、なお従前の例による。」に改める。

附則第七項中「附則第四項の規定により、昭和二十八年七月三十一日までに退職した場合にあつては附則第四項の規定又は従前の例、同年八月一日以後退職した場合にあつては附則第四項又は同項及び附則第八項の規定により、」に改める。

附則第八項を次のように改める。

8 昭和二十八年七月三十一日に現在に在職する職員の旧恩給法の特例に関する件（昭和二十一年勅令第六十八号）第一条に規定する軍人軍属としての勤続期間は、附則第四項の規定にかかわらず、その者の勤続期間から除算しない。

○大平委員 ただいま議題になりました国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案の修正案につきまして、その趣旨弁明をいたしたいと思ひます。

修正案の案文はお手元に差上げてありますので、朗読を省略させていただきます。ただちに修正点の御説明を申し上げます。

まず第一に、主として国鉄等公共企業体の職員を対象としたとして、三箇所の修正を加えております。第一点は、

政府原案によりまして、勤続期間が三十年を越える勤続期間に應ずる退職手当の支給率は、従来から若干逡減しておつたのでありますが、公社、特に国鉄等におきましては、三十年ないし三十五年程度の長期の勤続者が現に相当在職しておる実情にありますので、右の支給率の逡減は、勤続三十六年以上から始めることに改めたのでござい

その第二は、政府原案におきましては、定員または組織の改廃等による強制退職の場合に限つて最高率の退職手当が支給されることになつておるのであります。これは、公共企業体等におきましては、このほか業務量の減少その他経営上やむを得ない事由により退職せられる場合があることは、公社法に明記されてありますので、この経営上の必要による強制退職につきましても、最高率の退職手当が支給せられるように改めたのでござい

第三点は、政府原案におきますると、現在在職している職員の過去の勤続期間の計算につきまして、従来の例によるといふことになつておりますが、国鉄等の職員のほか、一般公務員の場合におきましても、過去において満洲、支那等外地におきまして同種の事業に勤務いたしておつた者があるわけでございます。それを従前の例によつていふことは必ずしも実情に適しない場合があることを考えまして、この場合、政令によりまして特別の計算方法がとられるように修正いたしましたのであります。

次に、軍人軍属でありまして、引續いて現在文官として在職しているものにつきましても修正点でござい

が、政府原案におきましては、元軍人軍属でありまして、その者が引續いて各庁に在職している公務員の退職手当の計算につきましては、その軍人、軍属としての在職期間を除算することになつてゐるのではありませんが、しかしながら、ひとしく軍人軍属であつたもののうちにありまして、雇員、用員及び工員等であつたものにつきましては、すでに昭和二十二年に、その軍属としての在職期間を除算することに改められ、ついで昭和二十四年には、事務官、理事官、判任文官等につきましても、その軍属としての在職期間を除算することに改められたのであります。しかるに、今回広く軍人軍属の恩給につきましても、その復活措置がとられましてありますので、そのことにもかんがみまして、これら現在在職中の特定公務員の退職手当につきましても、この際その軍人、軍属としての在職期間を通算することにいたすことが適當であろうと考えまして、修正案を提出いたした次第でございます。何とぞ御賛成をいただきたいと存じます。

○千葉委員長 修正案の趣旨弁明は終了しました。

これより原案並びにただいまの修正案を一括議題として討論に入ります。討論は通告順によつてこれを許します。佐藤勲次郎君。

○佐藤勲次郎君 本案に關しましては、修正案に賛成するものであります。が、次の附帯決議を付しまして議決されんことを望みます。

公共企業体労働関係法との関連において、公共企業体の職員を本法の適用範囲からはずすことが妥當であるとも考えられるが、他方これと関連してその職員に対しては恩給法並びに国家公務員共済組合法の適用規定を排除して、一般の社会保険制度を適用することも考えられるので、これらの諸問題を公正に解決する方途を速やかに講じ、早急に再検討することとする。

以上であります。

○千葉委員長 これより順次採決いたします。

まず、六平君提案の修正案について採決いたします。本修正案に賛成の諸君の御起立を願います。

〔総員起立〕

○千葉委員長 起立総員。よつて本修正案は可決されました。

次に、ただいまの修正案の修正部分を除いた原案について採決いたします。これに賛成の諸君の御起立を願います。

〔総員起立〕

○千葉委員長 起立総員。よつて本修正案は修正議決されました。

次に、先ほど佐藤君より提出されました附帯決議について採決いたします。本附帯決議に賛成の諸君の御起立を願います。

〔総員起立〕

○千葉委員長 起立総員。よつて本附帯決議は決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後二時三十二分休憩

午後四時十一分開議

○千葉委員長 再開いたします。

所得税法の一部を改正する法律案を議題として討論 採決に入りたいと存じます。本案につきましては修正案が提出されておりますので、まず提案者より修正案の趣旨弁明を求めます。内藤友明君。

所得税法の一部を改正する法律案に対する修正案

所得税法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第四十六条の三の改正規定中「五以上の営業所」を「十五以上の営業所」に、「事業を営んでいた事実」を「同一事業を営んでいた事実」に、「取引のすべてが」を「取引が」に改める。

附則第三項中「(新法第三條の二の規定を除く。)」を刪る。

○内藤委員 所得税法の一部を改正する法律案に対する修正案を提出いたします。

きわめて簡単な修正でありますので、お配りしてあります印刷物で御了承いただきたいと思つております。

すなわち四十六條の三の改正規定中「五以上の営業所」を「十五以上の営業所」に、その他適当な改正をいたしたのであります。何とぞこの修正案を御決定いただきたいと思つております。

○千葉委員長 修正案の趣旨弁明は終了しました。

これより原案及び修正案を一括議題として討論に入ります。討論は通告順によつてこれを許します。本名武君。

○本名委員 ただいま議題となりました所得税法の一部を改正する法律案に対して、附帯決議を付したいと存じます。案文を朗讀いたします。

附帯決議

第三條ノ二、第四十六條ノ三の施行は中小企業法人の組織と発達に重大なる影響を及ぼすものであるから政府はその実施に當り十分慎重を期せられたい。

よつて、法第四十六條の三の適用に當つては当該地方に於ける所轄官公庁、当該法人の所屬する団体の代表者並びに学識経験者よりなる諮問機關の意見を徴したる上、当該地方國稅局長がこれを決定することとし、以つて中小企業法人の発達を阻害するが如きことのないよう嚴重留意せられたい。

以上であります。この附帯決議を付しまして、ただいま上程になりました原案並びに修正案に賛成の意を表したいと思ひますが、御一同の賛成をお願いいたします。

○千葉委員長 佐藤君。

○佐藤(勲)委員 所得税法の改正については、われ／＼がたび／＼申し上げたごとく、現在高額所得者は非常に有利な事情になつておりますが、中小商工業者、あるいは中以下の所得者に対しては、非常に税金が過酷になつておるわけでありまして、従つて、まじめな国民が現在非常に高い税金で泣いておることは、いまさらここに説明する必要はないと存じます。そういう意味においては、現在の經濟事情を考へて、われわれは年間二十四万円以下の所得者にはすみやかに免稅の措置をとられたいことを要望するものであります。特に最近戦争に敗れましてから後におきましては、御承知のように大企業家は、何らかの意味において、あるいは計理士とか会計士とかいうような面によつて、自分の所得の軽減にはいろいろ便宜がござ

いますけれども、中小企業者には、これらの便宜が与えられてないという点においても、中小商工業者、あるいは中以下の所得者に対して、徹底的に税法を改正していただきたいと思つております。特にこの所得税法の改正の中において、われ／＼が一番心配しておりますのは、主税局長とたび／＼問答いたしましたように、現在の所得税法第四十六條の三、あるいは六十七條の三項につきまして、中小企業庁のせつかくの努力によつて発達した全国八千の企業組合が、今日この法案反対のためにわれ／＼に訴えて來ておることは、同僚委員御承知の通りであります。終戦後八年の間において、中小企業の人々がようやく自分らの力によつて組織をつくつて、協同組合の精神によつて自分らの産業の合理化をはかつておる今日、はからずも前議會から今議會にかけて同じ法案が當委員會に提出され、そのために幾多の人が心配をいたしておるわけでありまして、悪い企業組合に対しては、同情の余地はありませんけれども、少くとも今企業組合が中小法人の形としてようやく光明の道を見出した今日、中小企業組合の方々の心を察するとき、この法案に幾多の不満があることを考へるわけでありまして、そういう点については、いづれ本會議において／＼その理由を述べて反対をするつもりでございませうけれども、税務當局、あるいは主税局長は、現在の中小企業者の苦しい立場を十分に考へて、税の徴収に對しては、もつと抜本的な政策を考へていただきたいと思つております。特に現在の税務官吏は、終戦直後とはやや改良された点はございますけれども、かかる

法律によつて一旦これがきまつた以後、やはりこういう危険な道を歩くおそれがあるわけでありませう。末端においては、この法律によつて幾多のまじめな中小商工業者が泣くような心配がたくさんあるわけございまして、はなはだ残念ではございますが、再びこういう法案が出て来たことに對して、われ／＼はあくまでも反對をいたすものであります。詳しいことはいはずれ春日委員長も申されますが、いずれ本会議の討論の場合に譲ることにいたしました、私はその意味において、これに反對するものであります。

○千葉委員長 苦米地君。

○苦米地委員 私は自由党を代表して、所得税法の一部を改正する法律案、これに対する修正案、並びに附帯決議案三案に対して、賛成の意を表するものであります、私はこの修正案をほとんど必要としないと考えておるものであります、いろいろ御心配になる向きもありますので、その修正案が出され——この修正案は、この法律を生かして行くとするならば、これが最大限の大きな修正であると思うのであります。これだけの大きな修正ができておれば、まず大体において、御心配のような事態は起らないと考えます上に、附帯決議案によりまして民主的に、きわめて慎重にこの法律の運営をいたそうというのでございますから、政府におかれまして、この趣旨を十分御考慮の上運営をされるならば、私は万が一にもあやまちが起らないものと信ずるものであります。

こういう理由で、法律の原案修正、附帯決議に対して賛成の意を表するものであります。

○春日委員 私は、日本社会党を代表
いたしまして、ここに所得税法の一部
を改正する法律案に對しまして、反対
の意思を表明するものでございます。
以下その理由について申し述べます。

本改正案は、条文の上では減税の形
式をとつておるのでありますけれども、
實質的には、むしろ増税の結果にな
つておることは、本年度の予算書で
ごらんになれば明らかであると思つ
てあります。すなわち昨二十七年
度の予算額は、所得税二千六百億
でございましたが、本改正によつて
徴収せんとする所得税の總額は、
実に二千六百七十一億でございます。
これが自由党が前二回の総選挙にお
いて囀りもの入りで喧伝されました
一千万円大減税案の正体であるかと思
へば、私ども日本社会党は、このよ
うな目的とその結果とが全然相反す
るようなインテキ減税案は、断じてこ
れを拒否せなければならぬと思つてあ
ります。政府は、本年度において国民
所得が増加するので、旧税法のままで
徴税すれば、一千数百億の増収が見込
まれるのであるが、ここに特に本改正
案によつて、この得べかりし増徴を抑
えたことは減税に相違ないと強弁す
るでありましようが、一体経営の困難
が日とともに加つて、不況と金詰まり
に息切れのしそうな中小企業者に対
して、このような気休めとも出たらめ
もつかぬことを放言したところで、だ
れ一人納得するでありましようか。む
しろこれは、中小企業者の五人や十人
死んだつてかまわないと、例の放言を
伝統的に放つていただいた方が、これ
は言う方も聞く方も腹がすわつてむし
ろよいかと思つてあります。

本日、日本の経済がいかなる傾向をたどっているかは、本会議や各常任委員会を通じて、わが党がこれを明確に指摘しておるところであります。それは朝鮮の平和による特需の減少、あるいは通商外交の拙劣さから来る貿易の不振、その他大企業偏重政策の犠牲となつた中小企業金の詰まり、この不況、こうした幾多の悪条件が錯綜いたしまして、今やわが国経済の実情は、おそるべき平和恐慌の前夜を思わしめるものがあるのであります。このような現実を目をおおうて、国民所得の増収を仮想して、ここに提出された形式的な減税案というものは、所詮は、その課税現場において税収算額を確保するの必要上、必ずや天くだりの水増し課税、懲罰的徴発課税への方向をたどることは必至のことでありま

す。(拍手) 本改正案を迎える全国の中小企業者、勤労者大衆は、まことに暗然たる思いに暮れているというのを私どもは指摘しなければなりません。俗に入るをはかつて出るを制するということわざがあるが、減税の意義は、国民負担の実質的軽減のこととだければ相ならぬと思うのであります。かりに税収入の実質的減少を考えての減税案でありますならば、そのことは、当然歳出の面においても具体的に経費の削減の措置が厳に並行的に行われなければならぬと思うのであります。しかるに、行政費は膨脹の一途をたどるばかり、再軍備費は必要の度を越えて確保する。このようにして支出は次第に膨脹しながら、一方においてできもしない減税をしやあ／＼として口にするがときは、口頭の禪、羊頭

羊肉、君子の政道はかかる虚構を断じ

て排撃するものであります。(拍手)
これに対するわが日本社会党の減案は、月収二万円以下、年収二十四円以下の零細所得者に對しまして、これは生活実費としてこれに免稅せんするものであつて、この案による稅額入減額九百億圓は、行政費の節減四百三億、再軍備的支出千百七十億を削減することによつて収支の均衡を圖然しはからんとするものであつたのであります。ちまたに血稅という言葉が流布しておりますが、これは生活費を税金として奪つて行くから、これは血に於ける飯を奪われたことに對する大衆の呪詛であつて、けだしこれは至言であることと思ふのであります。われわれは、毎日の盛られた茶わんを奪つてまで再軍備費を捻出すべきではないと考えるのであります。(拍手)保安隊は、共產主義の侵略を防衛するためのものであるが、茶わんを奪われた被害者たちは、しやくにさわつて恨みを抱くか、もしくは飢餓のため反撃の機会をねらうかであつて、所詮は、この膨大な経費を、使う保安隊の協力者になるはずは斷じてないと思ふのであります。

祖国の再建も治安の確保も、まず国民大衆の生活の安定を確保することにしなければなりません。わが日本社会党は、かかる見地におきまして、生活実費を年間二十四万円と裁定し、この一わん一汁の生活者に對し、この免稅点を二十四万円に引上げることによつて、その生活の安定に寄与せんとする次第であります。

独立後最初に開かれたこの国会においてこそ、この減稅措置は斷行されなければならぬのであります。しかるに、所得稅法改正案は、基礎控除、扶

養控除の引上げや、さまつな減率を形式的に行うことによつて、実に実質的増徴を行わんとしているのではありませんが、かくのごときは、わが日本社会党の断じて承認したわざるところであるのであります。しかのみならず、その他第三条の二、あるいは第四十六条の三、第六十七条の三項等のごとく、零細所得者に重税の及ぶような改正が行われていることは、はなはだ遺憾のきわみであります。その理由については、ただいま佐藤君から述べられましたので、その重複を避けることといたしますが、本改正案にみまざるこのようないのちの反動的傾向は、わが党の断じてこれを排撃するところであるのでございます。(拍手)

以上申し述べました理由により、わが日本社会党は断じて反対するものであります。各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

○千葉委員長　これより採決に入ります。

まず内藤君提案にかかる修正案より採決いたします。本修正案に賛成の諸君の御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○千葉委員長　起立多数。よつて本修正案は可決されました。

次に、本修正案の修正部分を除いた原案について採決いたします。これに賛成の諸君の御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○千葉委員長　起立多数。よつて本案は修正議決されました。

次に、先ほど本名君より提出されました附帯決議について採決いたします。本附帯決議に賛成の諸君の御起立をお願いします。

[illegible]

〔賛成者起立〕

○千葉委員長 起立多数。よつて本附帯決議は決定いたします。

○千葉委員長 次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案に關しましては、三つの修正案が提出されておりますので、まず修正案提出者より順次その趣旨弁明を求めたいと存じます。第一の修正案提出者内藤友明君。

租税特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案

租税特別措置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条中「及び揮発油税」を「、揮発油税及び通行税」に改める。

第二条の二の改正に關する部分を次のように改める。

第二条の二を次のように改める。

第二条の二 所得税法第一条第一項に規定する者が、昭和二十八年一月一日から昭和二十九年十二月三十一日までの間に支払を受けるべき同法第九条第一項第一号に規定する利子所得（以下利子所得という。）（無記名の公債及び社債並びに無記名の貸付信託及び証券投資信託の受益証券につき受ける利子所得については、当該期間中に支払を受けたもの。以下本案において同じ。）については、同法第九条第一項第一号及び第十三条の規定にかかわらず、他の所得とこれを区分し、その支払を受けるべき金額（無記名の公債及び社債並びに

無記名の貸付信託及び証券投資信託の受益証券につき受ける利子所得については、支払を受けた金額。以下本案において同じ。）に対し、百分の十（昭和二十八年一月一日から同年七月三十一日までの間に支払を受けるべき利子所得については、支払を受けるべき金額の百分の二十）の税率を適用して、所得税を課する。

昭和二十八年八月一日から昭和三十年三月三十一日までの間に支払を受けるべき利子所得に対する所得税法第十七条又は第十八条の規定の適用については、これらの規定に規定する百分の二十の税率は、百分の十の税率とする。

昭和二十八年八月一日から昭和三十年三月三十一日までの間に支払を受けるべき利子所得に対する所得税法第三十七条又は第四十一条の規定の適用については、これらの規定に規定する百分の二十の税率は、百分の十の税率とする。

第一項及び第二項に規定する利子所得の支払を受ける者及び支払をなす者については、所得税法第五十九条及び第六十一条第一項中利子所得に係る部分の規定は、これを適用しない。

第五条の五第一項の改正規定中「第七条の下に、」第七條の六を加える。

第五条の六第一項の改正規定中「第七条の五の下に、」第七條の七を加える。

第七条の五の改正規定の次に次の二条を加える。

第七条の六 青色申告書を提出する

個人については、昭和二十八年から昭和三十一年までの各年において、当該年中（昭和二十八年については、八月一日から十二月三十一日までの間とし、昭和三十一年については、一月一日から七月三十一日までの間とする。）の左の各号に掲げる取引に因る収入金額の百分の三（第一号に掲げる取引については、収入金額の百分の一）に相当する金額と当該取引に係る当該年分の事業所得の金額（その年において第八条第一項の規定により必要な経費に算入した金額があるときは、その金額を当該取引に係る当該年分の事業所得の金額から控除した金額）の百分の五十に相当する金額とのいずれか少い金額は、当該年分の事業所得の計算上、これを必要な経費とみなす。

一 輸出業者（他から購入した物品の輸出を主たる業とする者をいう。以下同じ。）のなす輸出

二 自己の製造、採掘、採取、栽培、養殖その他これらに準ずる行為により取得した物品の輸出（前号に掲げる輸出を除く。）

三 前号に規定する物品の輸出のためにする輸出業者への販売（輸出業者に対する物品の販売を業とする者への販売を含む。以下本案及び第七条の七において同じ。）

個人については、昭和二十八年から昭和三十一年までの各年において、当該年中（昭和二十八年については、八月一日から十二月三十一日までの間とし、昭和三十一年については、一月一日から七月三十一日までの間とする。）の左の各号に掲げる取引に因る収入金額の百分の三（第一号に掲げる取引については、収入金額の百分の一）に相当する金額と当該取引に係る当該年分の事業所得の金額（その年において第八条第一項の規定により必要な経費に算入した金額があるときは、その金額を当該取引に係る当該年分の事業所得の金額から控除した金額）の百分の五十に相当する金額とのいずれか少い金額は、当該年分の事業所得の計算上、これを必要な経費とみなす。

一 輸出業者（他から購入した物品の輸出を主たる業とする者をいう。以下同じ。）のなす輸出

二 自己の製造、採掘、採取、栽培、養殖その他これらに準ずる行為により取得した物品の輸出（前号に掲げる輸出を除く。）

三 前号に規定する物品の輸出のためにする輸出業者への販売（輸出業者に対する物品の販売を業とする者への販売を含む。以下本案及び第七条の七において同じ。）

四 輸出業者の委託を受けて行う輸出のための物品の加工

五 対外支払手段を対価として行う運送、修理又は加工

前項の規定により必要な経費と

みなす金額の計算の基礎となる同項第一号、第二号又は第五号に掲げる取引に因る収入金額は、当該取引に係る物品が輸出されたこと又は当該取引に係る役務が対外支払手段を対価としてなされたものであることについて、命令の定めるところにより証明されたものに因る収入金額に限るものとする。

個人が第一項の規定により同項第三号又は第四号に掲げる取引に關し必要な経費に算入した金額がある場合において、これらの各号に規定する物品のうちにこれらの各号に掲げる取引の行われた日からその日の属する年の翌年十二月三十一日までの間に当該物品が輸出されたことについて命令で定める証明がなされないものがあるときは、当該必要な経費に算入した金額のうち当該証明のなされなかつた物品の取引に係る部分として計算する。

第一項の規定により同項第三号又は第四号に掲げる取引に關し必要な経費に算入した金額がある個人が、年の中途で死亡し、又は所得税法第六十六条に規定する納税管理人の申告をしないで同法の施行地に住所及び居所を有しないこととなる場合において、これらの各号に掲げる物品のうちにこれらの各号に掲げる取引の行われた日から同法第二十九条第一項又は第二項に規定する申告書の提出期限までに当該物品が輸出されたことに

ついて命令で定める証明がなされないものがあるときは、前項の規定にかかわらず、当該必要な経費に算入した金額のうち当該証明のなされなかつた物品の取引に係る部分として命令の定めるところにより計算した金額は、当該事由の生じた日を含む年分の事業所得の計算上、これを総収入金額に算入する。

青色申告書を提出する個人が、昭和二十八年八月一日から昭和三十一年七月三十一日までの間に第一項第二号に規定する物品の輸出業者への販売をなし、又は輸出業者の委託を受けて物品の加工をなした場合（輸出のために販売又は加工をなした場合を除く。）において、当該販売又は加工に係る物品が輸出されたことについて当該取引の行われた日の属する年の翌年十二月三十一日までに命令で定める証明を受けたときは、当該取引を同項第三号又は第四号に掲げる取引とみなして同項の規定を適用する。この場合において、当該証明が当該取引の行われた日の属する年分に係る所得税法第二十六条又は第二十六条の二に規定する申告書の提出後になされたときは、同法第二十七条第六項の規定にかかわらず、その証明のなされた日の属する年の翌年一月一日からこれらの各号に規定する申告書の提出期限までに、同項の規定による更正の請求をすることができ。

第一項の規定は、所得税法第二十一条、第二十二條、第二十六条、第二十六条の二若しくは第二

一

十九条の規定による申告書又は前項の規定による請求書に第一項の規定により必要な経費とみなされる金額を必要経費に算入することの記載があり、且つ、当該申告書又は請求書に当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合合に限り、これを適用する。

第七条の七 青色申告書を提出する法人については、昭和二十八年八月一日以後最初に終了する事業年度から昭和三十一年七月三十一日を含む事業年度までの各事業年度において、当該事業年度中（昭和二十八年八月一日を含む事業年度については、同年八月一日から当該事業年度終了の日までの間とし、昭和三十一年七月三十一日を含む事業年度については、当該事業年度開始の日から同年七月三十一日までの間とする。）の前条第一項各号に掲げる取引に因る収入金額の百分の三（同項第一号に掲げる取引については、収入金額の百分の一）に相当する金額と当該取引に係る当該事業年度の所得の金額（当該事業年度において第八条の二第一項の規定により損金に算入した金額があるときは、その金額を当該取引に係る当該事業年度の所得金額から控除した金額）の百分の五十に相当する金額とのいずれか少い金額を、当該事業年度の所得の計算上、損金に算入する。

前条第二項の規定は、前項の規定により損金に算入する金額の計算の基礎となる収入金額について、これを準用する。

法人が第一項の規定により前条第一項第三号又は第四号に掲げる取引に因る損金に算入した金額がある場合において、これらの各号に規定する物品のうちこれら各号に掲げる取引の行われた日以後一年を経過した日の属する事業年度終了の日までに当該物品が輸出されたことについて命令で定める証明がなされないものがあるときは、当該損金に算入した金額のうち当該証明のなされなかつた物品の取引に係る部分として命令の定めるところにより計算した金額は、当該事業年度の所得の計算上、これを益金に算入する。

第一項の規定により前条第一項第三号又は第四号に掲げる取引に因る損金に算入した金額がある法人が前項に規定する期間内に解散又は合併に因り消滅した場合において、解散した場合にあつては残余財産の確定の日まで、合併に因り消滅した場合にあつてはこれらの各号に掲げる取引が行われた日以後一年を経過した日の属する合併法人の事業年度終了の日までに当該取引に係る物品が輸出されたことについて命令で定める証明がなされないものがあるときは、前項の規定にかかわらず、当該損金に算入した金額のうち当該証明のなされなかつた物品の取引に係る部分として命令の定めるところにより計算した金額を、清算所得の計算上残余財産の価額に算入し、又は合併法人の当該事業年度の所得の計算上、益金に算入する。

昭和二十八年八月一日から昭和三十一年七月三十一日までの間に前条第一項第二号に規定する物品の輸出業者への販売をなし、又は輸出業者の委託を受けて物品の加工をなした場合（輸出のため販売又は加工をなした場合を除く。）において、当該販売又は加工に係る物品が輸出されたことについて当該取引が行われた日以後一年を経過した日の属する事業年度終了の日までに命令で定める証明を受けたときは、当該取引を前条第一項第三号又は第四号に掲げる取引とみなして第一項の規定を適用する。この場合において、当該証明が当該取引が行われた日の属する事業年度分に係る法人税法第十八条から第二十一条までの申告書の提出後になされたときは、当該取引が行われた事業年度分に係る同法第十八条から第二十一条まで及び第二十三条の規定による申告書に記載された課税標準又は法人税額について、これらの額の更正の請求をなすことができる。

五項後段の規定による請求書に、第一項の規定により損金に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、且つ、当該申告書又は請求書にその損金に算入される金額の計算に関する明細書の添付がある場合合に限り、これを適用する。

第八条の三 中「耕作」の下に「又は採塩（塩専売法第一条第一項又は第三項に規定する塩又はかん水の採取をいう。以下同じ。）を、その耕作の下に「又は採塩」を、「栽培」の下に「又は採塩」を加え、同条の次に次の二条を加える。

第八条の四 個人が、土地改良法に基づき土地改良事業を行つた土地につき、昭和三十三年十二月三十一日までに水稲の後作として麦又は菜種の植付（以下植付という。）をした場合（当該土地改良事業の実施前に植付がなされたことのある土地で命令の定めるものに植付をした場合を除く。）においては、命令の定めるところにより、植付をした年の翌年から三年間、当該土地における麦又は菜種の栽培から生ずる所得に対する所得税を免除する。

第八条の五 非出資組合である農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合及び漁業協同組合連合会に對しては、各事業年度の所得に對する法人税は、これを課さない。

2 出資組合である農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合及び漁業協同組合連合会に對する法人税は、これを課さない。

び漁業協同組合連合会が各事業年度の所得のうち積み立てた法律の規定による準備金及びその他の積立金の金額がある場合において、当該法人の各事業年度開始の日におけるこれらの積立金の金額の合計額が同日における出資総額の四分の一に達しないときは、当該法人の各事業年度の所得のうち積み立てた金額に對しては、当該事業年度の所得に對する法人税はこれを課さない。

第九条の改正に關する部分中「塩又はかん水（塩専売法第一条第一項又は第三項に規定する塩又はかん水をいう。）の採取（以下採塩という。）を」を「採塩に改める。

「第九条の三の次に次の二条を加える。」を「第九条の三の次に次の三条を加える。」に改め、九条の五の改正規定の次に次の一条を加える。

第九条の六 宗教法人法附則第十八項の規定により同法の規定による宗教法人が旧宗教法人令の規定による宗教法人の権利を承継した場合におけるその承継に因る不動産に關する権利の取得の登記（登録税法第十九条第二号ノ六に規定する登記を除く。）については、命令の定めるところにより、登録税を免除する。

第二十条の改正に關する部分中「次の一条を加える。」を「次の三条を加える。」に改め、第二十条の二の改正規定の次に次の二条を加える。

第二十条の三 個人が、その有する機械又は器具を国有財産特別措置法第九条第一項の規定により国の所有する機械又は器具と交換した

場合においては、所得税法第九條第一項の規定の適用については、当該機械又は器具の譲渡がなかつたものとみなす。

前項に規定する交換に因り取得した機械若しくは器具について所得税法第十條第二項の規定により繰入金額から控除されるべき減価償却費の額を計算するとき又は当該機械若しくは器具につき譲渡、遺贈若しくは贈与があつた場合において同法第九條第一項第八号の規定により譲渡所得を計算するときは、命令の定めるところにより、当該交換に係る従前の機械又は器具並びにその取得価額及び取得の時期を、それぞれ当該交換に因り取得した機械又は器具並びにその取得価額及び取得の時期とみなす。この場合において、当該交換に際して当該交換に因り譲渡した機械又は器具の外金銭その他の財産を提供したときは、当該交換に因り取得した機械又は器具の取得価額は、当該交換の時に、当該金銭その他の財産の価額に相当する金額の増額がなされたものとみなす。

法人が、その有する機械又は器具を固有財産特別措置法第九條第一項の規定により国の所有する機械又は器具と交換した場合において、当該交換に因り取得した資産につき、当該交換に因り譲渡した資産の交換の直前における帳簿価額（当該交換に際して当該譲渡した資産の外金銭その他の財産を提供したときは、当該財産の価額を加算した金額）を下らない価額を

その帳簿価額として財産目録に記載したときは、当該交換に因り取得した資産の価額と財産目録に記載した価額との差額に相当する金額は、各事業年度の所得の計算上、これを益金に算入しない。

附則第二項を次のように改める。
2 昭和二十八年七月三十一日までに支払を受けるべき利子又は利益（無記名の公債及び社債の利子並びに無記名の貸付信託の受益証券につき受ける利益については、同日までに支払を受けたもの）で改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）第二条の二の規定により所得税を課すべきであつたものについては、旧法第二条の二の規定は、なおその効力を有する。

附則第三項中「及び第十九條の二を」、「第八條の四及び第九條の二並びに第二十條の三第一項及び第二項に」、「及び第七條の四を」、第七條の四及び第八條の五並びに第二十條の三第三項及び第四項に改める。
附則第五項中「新法」を「改正後の租税特別措置法（以下「新法」という。）に改める。

附則第七項中「改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）を「旧法」に改める。
附則に次の三項を加える。
8 この法律施行前に課した、又は課すべきであつた通行税については、なお従前の例による。
9 割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。
第二条第二項中「及び無風」を「及び相互銀行法（昭和二十六年法律第九十九号）第二条第一項第一号に規定する契約に基づく掛金及び同法附則第三項の規定によりなおその効力を有する改正前の無風

第二十條の四 個人又は法人が昭和二十八年一月一日後前条第一項又は第三項に規定する交換に因り取得した機械又は器具は、資産再評価法の適用については、当該個人又は法人が基準日において有していたものとみなす。

前条第一項又は第三項に規定する交換に因り取得した機械又は器具の資産再評価法による再評価の限度額は、同法第三章の規定にかかわらず、当該交換に因り譲渡した資産を再評価日において有していたものとして当該資産について同項の規定を適用して計算した場合における当該譲渡した資産の再評価の限度額の金額（当該交換に際して当該譲渡した資産の外金銭その他の財産を提供したときは、当該財産の価額を加算した金額）に相当する金額とする。

附則第二項を次のように改める。
2 昭和二十八年七月三十一日までに支払を受けるべき利子又は利益（無記名の公債及び社債の利子並びに無記名の貸付信託の受益証券につき受ける利益については、同日までに支払を受けたもの）で改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）第二条の二の規定により所得税を課すべきであつたものについては、旧法第二条の二の規定は、なおその効力を有する。

附則第三項中「及び第十九條の二を」、「第八條の四及び第九條の二並びに第二十條の三第一項及び第二項に」、「及び第七條の四を」、第七條の四及び第八條の五並びに第二十條の三第三項及び第四項に改める。
附則第五項中「新法」を「改正後の租税特別措置法（以下「新法」という。）に改める。

附則第七項中「改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）を「旧法」に改める。
附則に次の三項を加える。
8 この法律施行前に課した、又は課すべきであつた通行税については、なお従前の例による。
9 割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。
第二条第二項中「及び無風」を「及び相互銀行法（昭和二十六年法律第九十九号）第二条第一項第一号に規定する契約に基づく掛金及び同法附則第三項の規定によりなおその効力を有する改正前の無風

附則第二項を次のように改める。
2 昭和二十八年七月三十一日までに支払を受けるべき利子又は利益（無記名の公債及び社債の利子並びに無記名の貸付信託の受益証券につき受ける利益については、同日までに支払を受けたもの）で改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）第二条の二の規定により所得税を課すべきであつたものについては、旧法第二条の二の規定は、なおその効力を有する。

附則第三項中「及び第十九條の二を」、「第八條の四及び第九條の二並びに第二十條の三第一項及び第二項に」、「及び第七條の四を」、第七條の四及び第八條の五並びに第二十條の三第三項及び第四項に改める。
附則第五項中「新法」を「改正後の租税特別措置法（以下「新法」という。）に改める。

附則第七項中「改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）を「旧法」に改める。
附則に次の三項を加える。
8 この法律施行前に課した、又は課すべきであつた通行税については、なお従前の例による。
9 割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。
第二条第二項中「及び無風」を「及び相互銀行法（昭和二十六年法律第九十九号）第二条第一項第一号に規定する契約に基づく掛金及び同法附則第三項の規定によりなおその効力を有する改正前の無風

附則第二項を次のように改める。
2 昭和二十八年七月三十一日までに支払を受けるべき利子又は利益（無記名の公債及び社債の利子並びに無記名の貸付信託の受益証券につき受ける利益については、同日までに支払を受けたもの）で改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）第二条の二の規定により所得税を課すべきであつたものについては、旧法第二条の二の規定は、なおその効力を有する。

附則第三項中「及び第十九條の二を」、「第八條の四及び第九條の二並びに第二十條の三第一項及び第二項に」、「及び第七條の四を」、第七條の四及び第八條の五並びに第二十條の三第三項及び第四項に改める。
附則第五項中「新法」を「改正後の租税特別措置法（以下「新法」という。）に改める。

附則第七項中「改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）を「旧法」に改める。
附則に次の三項を加える。
8 この法律施行前に課した、又は課すべきであつた通行税については、なお従前の例による。
9 割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。
第二条第二項中「及び無風」を「及び相互銀行法（昭和二十六年法律第九十九号）第二条第一項第一号に規定する契約に基づく掛金及び同法附則第三項の規定によりなおその効力を有する改正前の無風

附則第二項を次のように改める。
2 昭和二十八年七月三十一日までに支払を受けるべき利子又は利益（無記名の公債及び社債の利子並びに無記名の貸付信託の受益証券につき受ける利益については、同日までに支払を受けたもの）で改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）第二条の二の規定により所得税を課すべきであつたものについては、旧法第二条の二の規定は、なおその効力を有する。

附則第三項中「及び第十九條の二を」、「第八條の四及び第九條の二並びに第二十條の三第一項及び第二項に」、「及び第七條の四を」、第七條の四及び第八條の五並びに第二十條の三第三項及び第四項に改める。
附則第五項中「新法」を「改正後の租税特別措置法（以下「新法」という。）に改める。

附則第七項中「改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）を「旧法」に改める。
附則に次の三項を加える。
8 この法律施行前に課した、又は課すべきであつた通行税については、なお従前の例による。
9 割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。
第二条第二項中「及び無風」を「及び相互銀行法（昭和二十六年法律第九十九号）第二条第一項第一号に規定する契約に基づく掛金及び同法附則第三項の規定によりなおその効力を有する改正前の無風

附則第二項を次のように改める。
2 昭和二十八年七月三十一日までに支払を受けるべき利子又は利益（無記名の公債及び社債の利子並びに無記名の貸付信託の受益証券につき受ける利益については、同日までに支払を受けたもの）で改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）第二条の二の規定により所得税を課すべきであつたものについては、旧法第二条の二の規定は、なおその効力を有する。

附則第三項中「及び第十九條の二を」、「第八條の四及び第九條の二並びに第二十條の三第一項及び第二項に」、「及び第七條の四を」、第七條の四及び第八條の五並びに第二十條の三第三項及び第四項に改める。
附則第五項中「新法」を「改正後の租税特別措置法（以下「新法」という。）に改める。

附則第七項中「改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）を「旧法」に改める。
附則に次の三項を加える。
8 この法律施行前に課した、又は課すべきであつた通行税については、なお従前の例による。
9 割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。
第二条第二項中「及び無風」を「及び相互銀行法（昭和二十六年法律第九十九号）第二条第一項第一号に規定する契約に基づく掛金及び同法附則第三項の規定によりなおその効力を有する改正前の無風

附則第二項を次のように改める。
2 昭和二十八年七月三十一日までに支払を受けるべき利子又は利益（無記名の公債及び社債の利子並びに無記名の貸付信託の受益証券につき受ける利益については、同日までに支払を受けたもの）で改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）第二条の二の規定により所得税を課すべきであつたものについては、旧法第二条の二の規定は、なおその効力を有する。

附則第三項中「及び第十九條の二を」、「第八條の四及び第九條の二並びに第二十條の三第一項及び第二項に」、「及び第七條の四を」、第七條の四及び第八條の五並びに第二十條の三第三項及び第四項に改める。
附則第五項中「新法」を「改正後の租税特別措置法（以下「新法」という。）に改める。

附則第七項中「改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）を「旧法」に改める。
附則に次の三項を加える。
8 この法律施行前に課した、又は課すべきであつた通行税については、なお従前の例による。
9 割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。
第二条第二項中「及び無風」を「及び相互銀行法（昭和二十六年法律第九十九号）第二条第一項第一号に規定する契約に基づく掛金及び同法附則第三項の規定によりなおその効力を有する改正前の無風

預貯金等の利子課税の軽減によつて十億四千万円、第二点の輸出促進の措置によつて十六億六千六百万円を見込んでおるのであります。以上が第一の修正の趣旨と内容であります。

○千葉委員長 続いて第二の修正案をひつと……

○内藤委員 次に、第二の修正動議を提出したいと思つてあります。

第二の修正案に誤謬がありますので、まずその誤謬を申し上げます。それはお配りいたしました刷り物の一枚目に黒く消してありますが、これをこれから申し上げるものととりかえるのであります。申し上げます。

第八条の五、「非出資組合である農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合及び漁業協同組合連合会に対しては、各事業年度の所得に対する法人税は、これを課さない。それから行をあらためて「出資組合である農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合及び漁業協同組合連合会が各事業年度の所得のうち積み立てた金額の累計額が各事業年度開始の日において、同日における出資総額の四分の一に相当する金額に達しない場合においては、当該法人の各事業年度の所得のうち積み立てた金額に対しては、各事業年度の所得に対する法人税は、これを課さない。」

誤謬は以上であります。修正は次の五点であります。まず第一点は、採塩に対する免税であります。今回の本法改正中に開墾、埋立て、干拓等によつて土地を耕作の用に供した場合、その土地から生じた

米麦等については五箇年間免税しようというのでありますが、本修正は開墾、埋立て等によつて塩田が開墾され採塩が始められた場合も同じく五箇年間免除しようというのであります。

次に第二点は、協同組合の社会的特性を考慮し、その内部蓄積を促進してこれが発展を助成するために、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合及びその連合会のうち、非出資組合の所得及び出資組合にしてその積立金の額がその出資総額の四分の一に相当する金額に達しない事業年度の所得に対しては、法人税を課さないというのであります。

次に第三点は、土地改良事業によつて、水稻のあととして麦または菜種の植付がなされた場合、種付の年の翌年から三年間、その麦及び菜種の栽培から生じる所得に対し所得税を免除しようというのであります。これは、目下本委員会に審議中の積雪寒冷地帯における麦類又は菜種の収獲に因る農業所得に対する所得税の臨時特例に関する法律案の内容を若干拡張修正して、この租税特別措置法の中に織り込むものとしてあります。

第四点は、宗教法人法の規定により、宗教法人が旧宗教法人令による宗教法人の権利の承継した場合、その承継による不動産の権利の取得の登記については、登録税を免除するというのであります。

第五点は、中小企業等の合理化を推進するために、国有財産特別措置法の規定によつて賠償指定の解除された国有の機械器具と個人及び法人たる事業者が従来から所有する老朽機械を交換した場合、農地等の交換の場合と

おむね同様、個人にあつては所得税法の適用上譲渡がなかつたものとみなし、法人にあつては、交換によつて取得した資産の価格と財産目録上の価格の差額相当額は、所得計算上益金に算入しない等の措置を講じようというのであります。

以上が修正の趣旨と内容であります。

○千葉委員長 続いて第三の修正案をお願いいたします。

○内藤委員 次に、第三の修正動議を提出いたします。これはお配りしてあります案文の中で、第八条というのがあります。これは全部誤謬でありますので、削除いたします。これは印刷物をごらん願つて朗読を省略させていただきます。

第一点は、航空機の通行税現行二割を一箇年間一割に軽減しようというのであります。わが国の航空事業は、戦後の長期にわたる空白の状態からいま立ち直らず、今回十億の国家投資を行つてこれが育成をはかつている状態にありますが、現行二割の通行税は、航空事業の十分な発展を阻害している傾きがあるので、これを半分に軽減することによつて運賃を軽減し、乗客の増加をはかり、他の諸措置とあわせて航空事業の基礎を育成しようというのであります。

以上が修正案の趣旨及び内容であります。何とぞ三つの修正案とも、全会一致御賛同あらんことを希望いたします。

それから申し落しました、第三の修正案に誤謬がもう一つあります。それは第二十七条、「昭和三十年七月三十一日」というのは、「昭和二十九年七月

三十一日」の間違ひであります。

○千葉委員長 修正案の趣旨弁明は終りました。

これより原案及び三修正案を一括議題として、討論に入ります。討論は通告順によつてこれを許します。淺香君。

○淺香委員 租税特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案に、附帯決議を付するの動議を提出いたします。まずこの附帯決議の案文を朗読します。

一、協同組合の分配金のうちの事業分益に應ずる分配金と出資に対する分配金の計算方法については法人税法第九条第六項の規定の趣旨に背反するような取扱は速かにこれを廃止するよう政府に強く要望する。

二、消費生活協同組合に対する課税についてはその非営利法人としての性格にかえりみ最も近い機会において改正すべきことを要望する。

この趣旨弁明につきましては、農協、漁業、森林の各協同組合の救済と再建のために、原案並びに修正案が正当にも出されましたが、これと同様の立場にある生活協同組合についても、別個考慮が払われるべき必要ありと認められますので、この動議を提出した次第であります。

○千葉委員長 討論は終局いたしました。これより順次採決に入ります。まず内藤友明君提案にかかる第一修正案について採決いたします。本修正案に賛成の諸君の御起立をお願いします。

○千葉委員長 起立多数。よつて本修正案は可決されました。

次に、内藤友明君提案の第二の修正案について採決いたします。本修正案に賛成の諸君の御起立をお願いします。

○千葉委員長 起立多数。よつて本修正案は可決されました。

次に、内藤友明君提案の第三の修正案について採決いたします。本修正案に賛成の諸君の御起立をお願いします。

○千葉委員長 起立多数。よつて本修正案も可決されました。

次に、右三修正案の修正部分を除いた原案について採決いたします。これに賛成の諸君の御起立をお願いします。

○千葉委員長 起立多数。よつて本法案は内藤友明君提案のごとく修正議決されました。

次に、淺香君より提出されました附帯決議について採決いたします。本附帯決議に賛成の諸君の御起立をお願いします。

〔参照〕
食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

信用金庫法の一部を改正する法律案
 (内閣提出) に関する報告書
 法人税法の一部を改正する法律案
 (内閣提出) に関する報告書
 信用保証協会法案(内閣提出) に関する報告書
 国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出) に関する報告書
 所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出) に関する報告書
 租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出) に関する報告書
 (都合により別冊附録に掲載)

昭和二十八年八月七日印刷

昭和二十八年八月八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局